

第5節 争議の実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言等を与えることにより、争議の早期解決を図るため、また、労働委員会が職権あつせん等を行う必要性の有無について判断するため、実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和4年における実情調査は、前年からの繰越しが5件、新規調査件数が18件であった。調査の対象は医療業20件、道路旅客運送業1件、道路貨物運送業2件で、いずれも公益事業であり、争議行為予告通知を受けて調査を開始した。

(注) ・争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。

・春季要求が終結せずに秋季要求に引き継ぐ場合は1件として集計した。

ア 月別取扱状況

区 分	月												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
新規開始件数	0	4	2	0	1	0	0	3	1	3	4	0	18
取扱件数	5	9	10	7	7	7	4	3	4	4	7	7	—

イ 終結状況

区 分	解 決	打切り	調整事件へ 移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	9	8	0	0	6	23

(注) 単位組合において争議行為の予定がない場合は、総会で報告した上で調査を打ち切った。

(2) 実情調査一覧

番号	争議名	要求事項	通知先	通知日	争議行為	調査終了日	終結状況
1	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	3.9.10	無	4.2.24	打切り
2	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
3	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
4	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
5	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
6	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	4.2.24	無	4.6.24	解決
7	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委、滋賀県労委 滋賀県労委	4.2.25 4.5.23	有	4.6.24	解決
8	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.2.25	無	4.3.11	打切り
9	滋賀県赤十字血液センター争議	賃上げ等	中労委	4.2.25	無	4.3.11	打切り
10	日通滋賀運輸争議	一時金等	中労委	4.3.4	無	4.4.22	解決
11	江若交通争議	賃上げ等	中労委	4.3.7	無	4.3.25	解決
12	日通滋賀運輸争議	勤務体制等	中労委	4.5.27	無	4.6.13	打切り
13	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
14	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
15	滋賀県赤十字血液センター争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
16	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	4.9.28	—	—	翌年繰越し
17	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委	4.10.18	—	—	翌年繰越し
18	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委	4.10.18	無	4.10.28	打切り
19	大津赤十字病院争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.10.28	有	4.12.23	解決
20	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
21	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
22	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
23	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し